

葛飾区ベビーカー購入等費用助成事業補助金交付要綱

令和5年3月29日
4 葛子育第 2256 号
区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯における移動に係る負担の軽減を図り、外出を促進するため、ベビーカー等に係る購入及びレンタル費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象児童 葛飾区内に住所を有し、現に居住している3歳未満の者をいう。

(2) ベビーカー等 次に掲げるもののうち、購入したもの（新品に限る。）又はレンタルしたものをいう。

ア ベビーカー

イ 抱っこ（おんぶ）紐

ウ ベベースリング

エ ヒップシート

(3) ベビーカー シートに身体を固定することができるシートベルトがあり、車輪にストッパがついており、乳幼児を寝かせた状態又は座って乗せ使用するものをいう。

(4) 抱っこ（おんぶ）紐 乳幼児の身体をベルト、腕回りや足回り等の構造によって保持し、肩ベルト等によって装着し使用するものをいう。

(5) ベベースリング 肩ベルトを介して乳幼児を生地の上に抱き使用するものをいう。

(6) ヒップシート 腰ベルト又は肩ベルトに付いたシート（台座）に乳幼児を座らせ使用するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ベビーカー等の購入日又はレンタル開始日及び第6条第1項の規定による申請及び請求日（以下「申請及び請求日」という。）において、葛飾区内に住所を有し、現に居住していること。

(2) ベビーカー等の購入日又はレンタル開始日において、親子健康手帳（母子

健康手帳)の交付を受けていること。

- (3) 第6条第1項の規定による申請及び請求日において、対象児童と同一世帯であり、かつ、対象児童を養育していること。
- (4) 過去に同一のベビーカー等に対する他の助成金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 この要綱の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象者が養育する対象児童に使用するためのベビーカー等に係る購入又はレンタル(レンタルを開始した日から3歳に達する日の前日に属する月までの期間に係る分に限る。)に要する経費(送料、組立費用等の付帯費用及びクーポン・ポイント利用額を除く。)とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1の額とし、対象児童1人当たり1万5千円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、葛飾区ベビーカー購入等費用補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に、次の書類を添えて葛飾区長(以下「区長」という。)に申請及び請求しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、生年月日及び住所が確認できる書類の写し
- (2) 対象児童の出生前にベビーカー等を購入し、又はレンタルを開始した場合にあつては、親子健康手帳(母子健康手帳)の写し
- (3) ベビーカー等に係る購入年月日又はレンタル費用を支払った日、レンタル期間(レンタルをした場合に限る)、購入又はレンタル金額、販売店名又はレンタル店名、購入者又はレンタルをした者の氏名及び品名が確認できる領収書の写しその他これに類する書類
- (4) 補助金の振込先口座情報が確認できる書類の写し
- (5) その他区長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請及び請求は、対象児童が3歳に達する日の前日までにしなければならない。

3 申請者が1回の申請及び請求において補助金の交付を受けることができるベビーカー等の上限数は、次に掲げるとおりとする。ただし、ベビーカー等のレンタルにあつては、区長が特段の必要があると認める場合はこの限りでない。

- (1) ベビーカー 対象児童1人当たり1台
- (2) 抱っこ(おんぶ)紐 対象児童1人当たり1個

- (3) ベビースリング 対象児童 1 人当たり 1 個
- (4) ヒップシート 対象児童 1 人当たり 1 個
- 4 申請及び請求を行うことができる回数は、対象児童 1 人当たり 1 回のみとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第 7 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは葛飾区ベビーカー購入等費用補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区ベビーカー購入等費用補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第 8 条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに同条の規定により補助金の交付を決定した者（以下「補助決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 9 条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 申請の内容に事実と異なることが判明したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）に基づく命令に違反したとき。
 - (4) その他区長が補助することが適当でないと認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、葛飾区ベビーカー購入等費用補助金交付決定取消通知書（第 4 号様式）により補助決定者に通知する。

(補助金の返還)

第 10 条 区長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、葛飾区ベビーカー購入等費用補助金返還命令書（第 5 号様式）により、補助金交付者に通知するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところによる。

(委任)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の葛飾区多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入し、又はレンタルを開始したベビーカーについて適用し、同日前に購入し、又はレンタルを開始したベビーカーについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の葛飾区ベビーカー購入等費用助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入し、又はレンタルを開始したベビーカー等について適用し、同日前に購入し、又はレンタルを開始したベビーカーについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(令和 6 年度以前の交付に係る児童の特例)

2 令和 6 年度以前に補助金の交付を受けた者が、当該交付を受けた補助金の補助対象経費に係る多胎児について令和 7 年 4 月 1 日以降に補助金の交付を受けようとする場合における第 5 条の規定の適用については、同条中「対象児童 1 人当たり 1 万 5 千円」とあるのは、「3 万円から過去にこの要綱に基づき交付を受けた額を控除して得た額」とする。